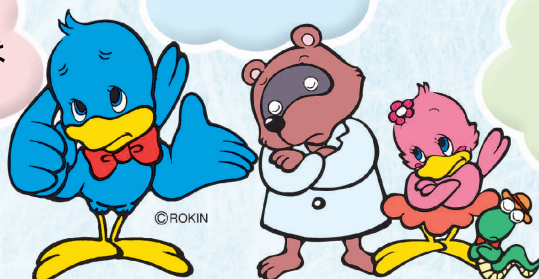


# 2016年(平成28年)1月からの 公社債等の税制改正のご案内

保有している  
国債や公社債投信は  
どうなるの？

特定口座の  
仕組みとは？

2015年のうちに  
売却する場合との  
違いはある？



## POINT 1

公社債・公社債投信の売却益が課税対象になります

**現行** 原則非課税



**2016年  
1月より**

**20%\***の申告分離課税

また、公社債・公社債投信の利子と収益分配金（現行は源泉分離課税）、および公社債の償還益（現行は総合課税）は、申告分離課税へ変更となります。

※復興特別所得税の対象となりますので、実際の税率は2037年末まで20.315%となります。

この課税方式は、現在の株式投信の分配金（特別分配金を除く）、並びに売却損益の課税方式と同じです。

## POINT 2

公社債・公社債投信と株式投資信託等の損益通算と売却損（償還損を含む）の繰越しが可能になります

**現行** 株式投信との  
損益通算は不可



**2016年  
1月より**

**株式投信との  
損益通算が可能**

**現行** 売却損（償還損含む）は  
翌年以降への繰越し不可



**2016年  
1月より**

**売却損（償還損含む）は、  
確定申告をすることで  
翌年以降3年間繰越しが可能**

## POINT 3

公社債・公社債投信の特定口座での管理が可能になります

**現行** 特定口座での管理は不可



**2016年  
1月より**

**特定口座での管理が可能**

特定口座に組入れると、お客さまに代わって「ろうきん」が売却内容の記録や損益計算を行い、税額を算出いたしますので、納税手続きが不要または簡便になります。

以下の公社債・公社債投信について、「ろうきんの特定口座」での管理が可能となります。

公社債 → 国債（個人向け国債含む） 公社債投信 → MMF・公社債投信

## POINT 4

現在お持ちの公社債・公社債投信の特定口座への組入れが可能になります

特定口座への組入れを希望される場合は、本年中（2015年12月30日まで）に「特定口座」開設のお手続きをお済ませいただく必要があります。

すでに特定口座を  
ご利用のお客さまに  
ついて



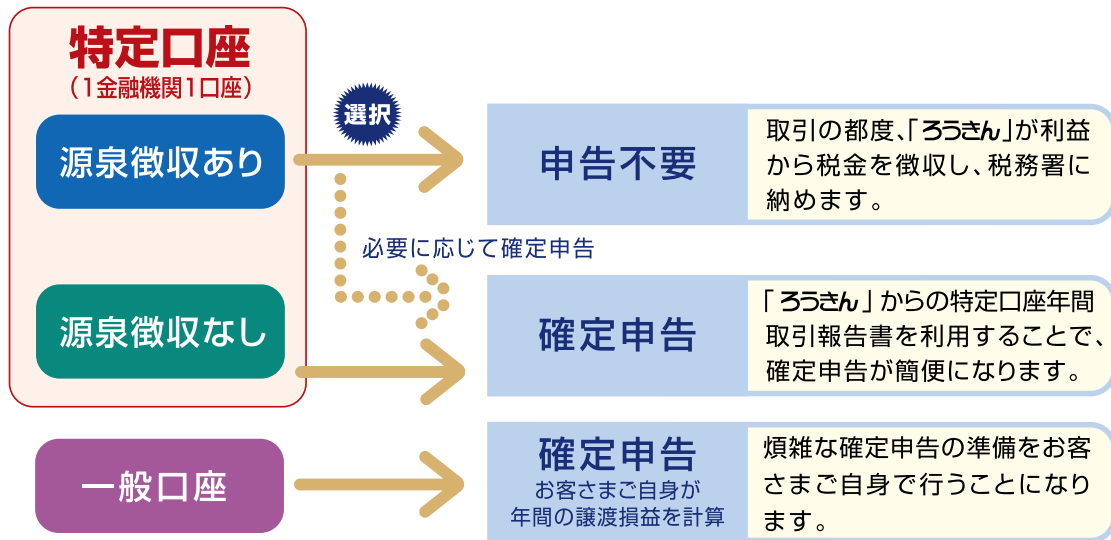
すでに特定口座をご利用の場合は、原則お客さまがお持ちの公社債・公社債投信を特定口座に組入れさせていただきます。なお、組入れを希望しない場合は、別途お手続きが必要になりますので、お取引店の窓口までご来店ください。

※債券口座と投資信託口座を両方お持ちのお客さまは、債券口座と投資信託口座を同一店舗で保有していただく必要があります。

※同一労働金庫で債券口座を複数お持ちの場合は、公社債を特定口座に組み入れることができません。2015年12月30日までに債券口座を一本化するお手続きが必要となります。

## 「特定口座」の仕組みとは？

特定口座内の取引について、お客さまに代わって「ろうきん」が株式投信等の売買損益や配当金等を計算し、税額を算出して「特定口座年間取引報告書」を作成する仕組みです。



なお2016年1月からは公社債・公社債投信の売買損益（償還損益含む）や利子等も特定口座内で管理できるようになります。

※売却損等の繰越控除を利用する場合、また他の口座との損益通算をする場合は、確定申告が必要です。

## 「特定口座」のメリットは？

特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、**納税手続きも「ろうきん」が行いますので、確定申告は不要です。**また特定口座（源泉徴収なし）をご利用の場合は、「特定口座年間取引報告書」を利用して簡便に確定申告を行えます。

## 「特定口座」の開設・組入方法は？

特定口座を開設いただく場合、以下のお持ち物をご持参のうえ、お取引店へご来店ください。

◆ご印鑑（お届印） ◆本人確認書類（運転免許証、各種健康保険証 等）

※特定口座の開設は「個人」のお客さまのみ可能です。

※他社からろうきんへ振替された分につきましては、受入ができない場合があります。

- 当資料は2015年7月末現在の税制に基づき作成したものであり、今後税制改正等により、内容が変更する場合がございます。
- 当資料は2016年1月以降の証券税制等を平易に解説することを目的としたものです。  
記載内容については万全を期していますが正確性や完全性を保証するものではありません。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 税務の詳細や個別の事案については、税務署や税理士等の専門家にご相談ください。